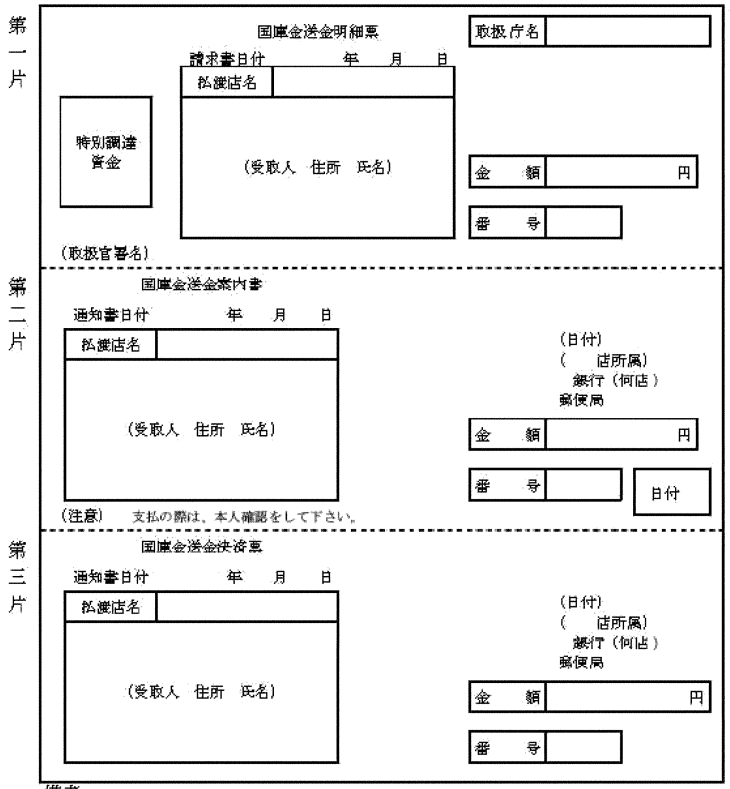
付表（その２）



備考

(1)　用紙の大きさは、支払指図書の各片についてはおおむね縦11㎝、横14㎝とし、付表（その１）及び付表（その２）の各片についてはおおむね縦11㎝、横21㎝とする。

(2)　当該支払方法が振込みであるときは、支払指図書の支払方法区分欄の「振込」の文字を、当該支払方法が送金であるときは、支払指図書の支払方法区分欄の「送金」の文字を○で囲むものとする。

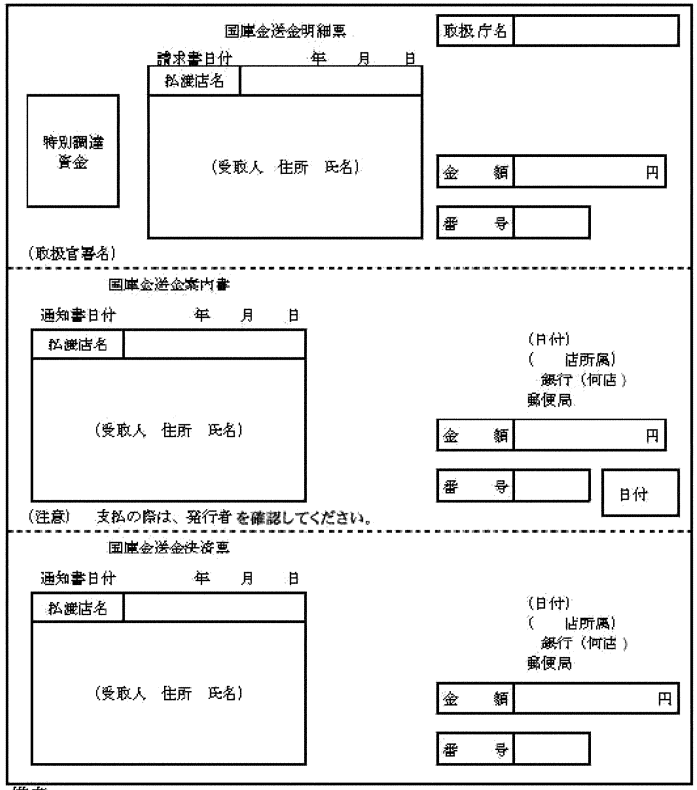
(3)　支払指図書欄には、特別調達資金出納官吏の所属庁名、資格、官職を記載するものとする。

(4)　付表の取扱庁名欄には、特別調達資金出納官吏の所属庁名を、取扱官署名欄には特別調達資金出納官吏の所属庁名を、番号欄には振込み又は送金の番号を記載するものとする。

(5)　付表（その１）の預貯金種別欄は、「普通」、「当座」、「通知」又は「別段」のうち該当する種別を記載するものとする。

(6)　支払指図書、付表（その１）及び付表（その２）は、電子情報処理組織を使用して作成するものとする。

付表（その２）



備考

(1)　用紙の大きさは、支払指図書の各片についてはおおむね縦11㎝、横14㎝とし、付表（その１）及び付表（その２）の各片についてはおおむね縦11㎝、横21㎝とする。

(2)　当該支払方法が振込みであるときは、支払指図書の支払方法区分欄の「振込」の文字を、当該支払方法が送金であるときは、支払指図書の支払方法区分欄の「送金」の文字を○で囲むものとする。

(3)　支払指図書欄には、特別調達資金出納官吏の所属庁名、資格、官職を記載するものとする。

(4)　付表の取扱庁名欄には、特別調達資金出納官吏の所属庁名を、取扱官署名欄には特別調達資金出納官吏の所属庁名を、番号欄には振込み又は送金の番号を記載するものとする。

(5)　付表（その１）の預貯金種別欄は、「普通」、「当座」、「通知」又は「別段」のうち該当する種別を記載するものとする。

(6)　支払指図書、付表（その１）及び付表（その２）は、電子情報処理組織を使用して作成するものとする。